

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成二十五年東京都条例第十四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章から第五章まで（現行のとおり）</p> <p>第六章 自転車利用者等による保険等への加入等（第二十七条 第二十八条）</p> <p>第七章から第八章まで（現行のとおり）</p> <p>第九章 雑則（第三十七条 第四十一条）</p> <p>附則</p> <p>第一条（現行のとおり）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（現行のとおり）</p> <p>一から七まで（現行のとおり）</p> <p>八 自転車貸付事業 自転車を有償又は無償で、反復継続して貸し付ける事業をいう。</p> <p>九 自転車損害賠償保険等 自転車の利用によって生じた損害を填補するための保険又は共済をいう。</p> <p>第三条（現行のとおり）</p> <p>（都の責務）</p> <p>第四条（現行のとおり）</p> <p>2から5まで（現行のとおり）</p> <p>6 都は、区市町村、自転車損害賠償保険等を引受ける保険者その他の関係団体と連携し、自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>第五条から第十四条の二まで（現行のとおり）</p> <p>（児童及び高齢者の技能及び知識の習得等）</p> <p>第十五条 父母その他の保護者（以下単に「保護者」という。）は、その監護する十八歳未満の者が、自転車を安全で適正に利用することができるよう、指導、助言等を行うことにより、必要な技能及び知識を習得させるとともに、当該十八歳未満の者に反射材を利用させ、乗車用ヘルメットを着用させる等の必要な対策を行うよう努めなければならない。</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>（児童の教育又は育成に携わる者による指導等）</p> <p>第十六条 児童の教育又は育成に携わる者は、当該児童が自転車を安全で適正に利用することができるよう、指導、助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>第十七条から第二十六条（現行のとおり）</p>	<p>目次</p> <p>第一章から第五章まで（略）</p> <p>第六章 自転車利用者等による保険等への加入等（第二十七条・第二十八条）</p> <p>第七章から第八章まで（略）</p> <p>第九章 雑則（第三十七条 第四十条）</p> <p>附則</p> <p>第一条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一から七まで（略）</p> <p>八 自転車貸付事業 自転車を有償で貸し付ける事業をいう。</p> <p>（新設）</p> <p>第三条（略）</p> <p>（都の責務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2から5まで（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第五条から第十四条の二まで（略）</p> <p>（児童及び高齢者の技能及び知識の習得等）</p> <p>第十五条 父母その他の保護者は、その保護する児童（十八歳未満の者をいう。次条において同じ。）が、自転車を安全で適正に利用することができるよう、指導、助言等を行うことにより、必要な技能及び知識を習得させるとともに、当該児童に反射材を利用させ、乗車用ヘルメットを着用させる等の必要な対策を行うよう努めなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>（児童の教育又は育成に携わる者による指導等）</p> <p>第十六条 児童の教育又は育成に携わる者は、当該児童が自転車を安全で適正に利用することができるよう、指導、助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>第十七条から第二十六条（略）</p>

(自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入等)

第二十七条 自転車利用者(未成年者を除く。以下この条において同じ。)は、自転車の利用によつて生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。

2 自転車利用者は、自転車の利用によつて生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

(保護者の自転車損害賠償保険等への加入等)

第二十七条の二 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車の利用によつて生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車の利用によつて生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

(自転車使用事業者の自転車損害賠償保険等への加入等)

第二十七条の三 自転車使用事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、自転車の利用によつて生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。

2 自転車使用事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、自転車の利用によつて生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、自転車使用事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

(自転車貸付業者の自転車損害賠償保険等への加入等)

第二十七条の四 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、自転車の利用によつて生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。

2 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、自転車の利用によつて生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、自転車貸付業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しているときは、適用しない。

(自転車損害賠償保険等への加入等)

第二十七条 自転車利用者は、自転車の利用によつて生じた他人の生命、身体又は財産の損害を賠償することができるよう、当該損害を填補するための保険又は共済(次条において「自転車損害賠償保険等」といふ。)への加入その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(自転車損害賠償保険等への加入の確認等)

第二十七条の五 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者(以下「自転車購入者」といふ。)に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

(新設)

2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、自転車購入者が自転車損害賠償保険等に加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(新設)

3 特定事業者は、その従業者のうちに、自転車を利用して通勤する従業員がいるときは、当該従業員に対し、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

(新設)

4 第二項の規定は、前項の特定事業者について準用する。この場合において、第二項中「自転車小売業者」とあるのは「特定事業者」と、「自転車購入者」とあるのは「自転車を利用して通勤する従業員」と読み替えるものとする。

(新設)

5 自転車貸付業者は、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(新設)

(自転車損害賠償保険等の普及等)

(自転車損害賠償保険等の普及等)

第二十八条 (現行のとおり)

第二十八条 (略)

2 学校等(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第二百一十四条に規定する専修学校並びに同法第二百三十四条第一項に規定する各種学校をいふ。)の設置者は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、自転車の購入者に対し、前条第一項に規定する自転車損害賠償保険等への加入その他の必要な措置に関する情報の提供に努めなければならない。

第二十九条から第三十九条まで (現行のとおり)

第二十九条から第三十九条まで (略)

(適用除外)

第四十条 区市町村の条例中に、この条例に定める自転車損害賠償保険等への加入等に相当する規定がある場合は、当該区市町村の区域においては、第六章(第二十八条を除く。)の規定は、適用しない。

(新設)

(委任)

第四十一条 (現行のとおり)

第四十条 (略)